

令和2年11月20日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和2年11月20日(金) 13時02分 開会
14時46分 閉会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員
4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸
5. 説明員 農政課
課長 園田 豊 君 課長補佐 寺地 英兼 君
水産林務課
課長 佐潟 進 君 課長補佐 大石 直樹 君
課長補佐 田原 勝矢 君
6. 会議に付した事件
所管事務調査
集落営農等の農業振興策について(有害鳥獣含む)
7. 議事の経過概要 別紙のとおり

◎所管事務調査 集落営農等の農業振興策について(有害鳥獣含む)

岩崎健二委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開催いたします。

本日は、所管事務調査の集落営農等の農業振興策(有害鳥獣含む)について、特に有害鳥獣問題を議題といたします。なお、現在農作物等において有害鳥獣被害が顕著になっている事実がありますので、これを何とかして収めていく必要があると思いますので、今後、委員会としてどのようにこれを防止していくのか、皆さんの御意見をお伺いしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

所管課に出席いただく前に、委員の皆様から何か御発言はありませんか。

中面幸人委員

委員会の開催の前に産業厚生委員会のグループラインで、前もって質問を出しておけば回答しやすいということで私も出しておりますが、それももしよければ、文を作っておりますので、それを読み上げながらの質問でよろしいんですね。

岩崎健二委員長

はい。あとで質問を上げていただいた濱門委員、中面委員には、その質問をしていただく時間を設けますので、そこで質問してください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、所管課の水産林務課と農政課に出席をいただきます。

(農政課、水産林務課 入室)

岩崎健二委員長

水産林務課と農政課に出席をいただきました。

まず、事前に質問を上げていただいた濱門委員・中面委員の順に、この場で質問をしていただきたいと思っております。それでは、濱門委員から質問をお願いします。

濱門明典副委員長

先に質問事項として上げていたのですが、今、こうして施設が現時点使われていないのですが、あそこを今後どのように考えているのかということと、現状についてお話いただきたいです。

佐潟水産林務課長

それでは、濱門委員の質問にお答えいたします。

新しい処理施設の件は、施政方針の中で「現在、一般社団法人が運営する解体処理施設の利活用が十分進んでいない現状に鑑み、市として行う新たな解体処理施設の整備についても検討してまいります」とあり、また、当初予算に係る予算委員会総括質疑の中で市長は、「この一般社団法人が所有します施設につきましては、平成25年に民間有志で建設されたものでありますが、過去の運営を巡っては、現在この一般社団法人を相手にその会員等が裁判で係争中でありまして、捕獲意欲の減退などから依然として有害鳥獣による農作物の被害も発生しているところでありまして、私が施政方針で申し上げたのは、仮にこの状態が長く続けば、何よりも困るのは有害鳥獣により被害を被っている農家の方々でありますので、今後は民間の解体処理施設に頼るのではなく市が直接整備し、運営することが結

果的に農家の方々を救うことになるのではないかというふうに考えたというところでございます」と答弁しているところであります。

現状としましては、解体処理施設の整備に向けて、候補地の立地条件や整備内容について検討し、九州農政局へも農政課を通じて整備の意向をしているところであります。また、先進地であります、佐賀県武雄市や熊本県宇城市の施設を視察したところであります。なお、農林水産省のホームページに「有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブック」の中で、ジビエ活用する場合としない場合の処理方法等が記載されており、その点についても検討する必要があると思っているところであります。

また、今の施設についてどのように考えているのかであります。あくまでも、民間主導で出来た民間の法人所有の施設であり、また、これまでも申し上げてきましたとおり、捕獲隊とこの法人が係争中であり、具体的な意見・考えは控えさせていただきたいと思っております。ただ、一つ言えるのは、今年の産業厚生委員会で委員の皆様へ資料として配付した、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、代表者を除いた42名の方々が一つにまとまり、臨時総会等を開催し必要な案件を解決すれば、運営も正常化するのではないかと思っているところであります。とにかく、対話する機会があれば解決するのではないかと私は思っております。以上です。

濱門明典副委員長

実際にですね、今、係争中で裁判でやっています。なかなか解決していない状況で、私もちょっと話を聞くと、なかなか次から次へいろんなあれが出てきて解決に至っていないという状況なんですけれども、実際、本当に困っておられるのは、今、課長が言われたように農家の方々ですね。全体的にイノシシ・シカが増えている状況だということで非常に困っておられるということもあって、なかなかその農作物を荒らされるというのが減らない状況なんです。これを解決するにはどうしたらいいかと言ったときに、捕獲したイノシシやシカの処理が非常に問題だと。今、個人の方で解体をしてやっておられる状況で、埋設とかそういうところもあって大変だということで、なんとかここをですね、解決できないかということで、所信表明でも市長が言っておられたように新しい施設を考えてということだったので、今お話しされたように、そういう方向もあるみたいですので、できれば早いところそういうのを進めていただきたいと思います。

岩崎健二委員長

要望ということでいいですか。

〔濱門明典副委員長「はい」と呼ぶ〕

今の件について、ほかにありませんか。

中面幸人委員

今の課長の説明は、新しく解体処理施設を造るという方向で進めているという捉え方でいいんですか。

佐潟水産林務課長

新しい解体処理施設というのは施政方針、それから市長が予算委員会の総括の中で答弁いたしましたとおりでございます。先ほど私のほうで農林水産省のホームページに、有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブックとお話ししましたが、その場合、ジビエ活用する場合としない場合、言ってみれば焼却処分とか減容化施設、そういう仕方もあります。解体処理ということで、今、国も一般的に進めていらっしゃるんですけども、実際ジビエ活用する際にも残渣等が出てきております。それについては、いくら阿久根さんのほうにおいては産業廃棄物ということで処分をしておりましたけれども、一体的にはそういう解体処理施設以外の施設も検討しているというところであります。以上です。

中面幸人委員

課長の判断というのは結局、今ある施設は民間サイドでやったやつだからと。それで今度考えているのは、市が運営する施設というのを、例えば国の補助事業で進めていくということでもいいんですか。

佐潟水産林務課長

どういう施設を造るかということに関しては現在検討中でありまして、その財源としては国・九州農政局等と協議しながら進めていっているという状況でございます。

園田農政課長

今の水産林務課長の答弁に補足して説明いたします。

国の事業におきましてはそういう処理施設、あるいは減容化施設、こちらについてその詳細を言いますと、死亡した個体をですね、そういう専門の機械・設備で肥料化するという施設になります。ですので、これまで埋設していた分、それをこの前視察した武雄市、こちらは1日500キロ処理できるという施設でして、大体整備費が3,000万ということでした。そういうことで、そういう施設を含めた話の中での今後の検討という話でありますので、それを積極的に整備に向けてということではなく、それも可能性として今後検討したいということでの年度当初の市長の答弁、そしてまた水産林務課とそこを今、連携しながら検討していく段階です。以上です。

中面幸人委員

確かに市長の所信表明でそういう話をされたから、民間サイドで造ったけれども、それには国ではなくて市の補助で、イノシカ肉流通何とかということ、多い年で約3,000万くらい補助をしとったはず。それには、謝金であったりとか解体の後継者を育てる指導料とか、何でも使っていいよという形で進められて、結構な市からの補助が入っていますよね。その施設については国の補助を使っていないから、新たに減容化するとか肥料化するとかいう形で今話をされましたけれども、所信表明の中ではこういう話は全然出ていなかったわけで、今、初めてこういう話を聞きますけれども、こういうふうに使い道を変える施設という捉え方も考えられるわけだけれど、ただしっかりとですね、やっぱりイノシシ・シカのジビエ流通の全国17のモデル地区になったぐらいの相当力を入れた事業だったわけですよ。確かに国の補助は使っていないかもしれないけれど、これを新たに補助を使って造ると、そして市が運営するという今の話ですけれど、果たしてそれが認められるのかなあと。国の補助を使っていないから使えるという話だと思ってくれるけれど、やはりあれだけの立派な施設ができたわけだけれど、確かに建設なんかは民間がしているけど、しっかりとした上でしないと、再び補助事業でやるということは私は受入れ難いと思うんですが、例えば同じような形で、補助金で造るという考え方というのは問題にならないんですか。

岩崎健二委員長

社団法人いかくら阿久根の施設について、実際に市あるいは国・県から補助金が流れているんですかね、施設についての。

〔園田農政課長「ございません」と呼ぶ〕

今、中面委員が二重に補助金もらえるのはおかしいんじゃないかというような意見もあるので。運営についてと施設について、分ける必要があると思うのですがどうですかね。

園田農政課長

ただいまの中面委員の御意見に対してですが、いかくら阿久根については国の事業等は活用しておりませんので、

〔中面幸人委員「そう言いました、私も」と呼ぶ〕

施設についてもしということであれば、その活用は可能となるところです。ただし、先

ほどから申しますように、それに向けて積極的にということではなく、水産林務課長も同様だと思いますが、いかに活用できればそれに越したことはないと考えてはおります。ですので、今のいろんな係争の問題等が解決してその活用が図られると、我々も願ったりかなったりというところで、また支援も含めて考えていきたいとは思いますが、今後、その活用がなかなか進まないということになりますと、いろんな対策において、埋設の問題も出ております。皆さんも御苦労されておりますので、その新処理場、あるいは減容化施設も含めた検討も必要になるという、そのような段階ですので、今、積極的にそれをどうしようという方向はまだ見出していないところが現状です。以上です。

山田勝委員

何かね、どうも阿久根市の捉え方に大きな問題がある気がしますよ。よく考えてみてくださいよ。鳥獣対策を本格的に取り組むことになりました。阿久根は尾崎のボンタンもカラモも全部ちんがらやられる、これじゃいかなよってということで真剣に議会も執行部も取り組みましたよ。でもそのときに今の現行の制度をですね、補助金制度をつくったのは市役所ですよ、何もいかにらつくったのじゃないですよ。猟友会がつくったのじゃないですよ。阿久根市の市役所がつくったのですよ。それで、ほんなら解体施設をどうしようかというときに、もちろん自分たちでやりますと、いかにらの施設はですね。その代わりに1頭の処理について、1頭処理したら2万5000円でしたね、最初は。阿久根市の提案で阿久根市がやり出した。阿久根市がやったんですよ、2万5000円くれて言ったわけじゃないんです。それで、施設設備を造って、お金をためて、経営がうまくいくようにせないかなあって、あるいは後継者も育てないかなあということでも金をやり出したんですよ。ただ最初うまくいった。ところがそういう問題が発生してストップした。でも今は最初2万5000円処理費をやったのを途中でプツンと切ってますね、処理費を1銭もやらない。あんたたちのね、捉え方、あるいは取り組み方にね、不振を抱いている。本当に農家のためにやろうと思っているのか。あるいはジビエを伸ばしてふるさと納税の返礼品にでもあげようと思っているのか。それはもう佐潟課長、怠慢じゃもんわ。ビンタをみんなに下げて回ってでもね、せな。よか顔ばっかしとったってでけんたっで。だからあんたたちのね取り組む姿勢に問題がある。無責任や。そう思いませんか。何でって、陳情の調査をしたときに、最終的にいかにらに不正はないという結論をつけたじゃないですか。付けたでしょ、不正はない。でもいかにらは、役所の人はどっさい銭をもうけとったって思ってたよ、みんな職員のしもどっさいもうけて、売とったってそれは持とったってやって。みんな持って戻ったってどげんしようもできない。だから最初で銭を持とったってそれで分けとったってってということも含めながら、当時の農政課長は無駄な介入をしながら、あいつのおかげでな私に言わしたら、こちらのほうが勢力を上げてきた。だからね、あなたたちの取り組む姿勢に問題がある。

中面委員の質問にも書いてあるんですがね、先日脇本の農家の方々から、わなはしよったいどんなあって、捕ってもどげんもでけんもんで、はよいかくらを使うごととしてくいやんって話でしたよ。でも、お金をやる、執行する立場にあるあなたたちが腹をくくらん限りでけんたっど。どう思っているんですか。

佐潟水産林務課長

農家の方々の被害、それを手助けしていらっしゃる捕獲隊、猟友会の方々がその処理について困っていらっしゃるということは把握しております。ただ、いかにらどうやって運営していくかということにつきましては、代表者の方なんかとも話す機会を設定できないでおります。ですので、今後どういう取り組み方、以前の補助制度についてはまだそのまま制定したままでございます。その中身については、昨年の産業厚生委員会の中でも意見がありましたように、実際の肉流通対策、そちらのほうに限定した補助の制度、そういったのが必要ではないかと私は思っております。ただ、いかにら側と話し合いができて

いない状況です。以上です。

山田勝委員

ほんならいかくら側とあなたは早急にでも話をする、そういう気持ちがあるんだね。

佐潟水産林務課長

はい、それはあります。

山田勝委員

それが一つ。もう一つですね、あなたのほうからでもいかくらの代表に連絡をしますか、それともいかくらのほうから来ないかんのですか。

佐潟水産林務課長

ただ、先ほど申しあげましたように、阿久根有害鳥獣捕獲隊といかくら阿久根が係争中でございますので、一方的に私のほうがいかくら側と話をするということではなくて、並行して有害鳥獣捕獲隊の方々とも話をしていきたいというふうに思います。

山田勝委員

それは分かっているよ、あっちもこっちもせないかん。でもね、あっちにもよか顔、こっちにもよか顔したってでけんで。わんわん数の論理でね、わーって言ったしにはびーってひんなって、言わならんしには威張って。それじゃいかんですよ。そっちにも腹をくくってね、あんたが戦わないと。そげんせな解決しない。にこにこにこにこしとったって始まらんたっでや。あなたは猟友会の総会に行ったんでしょ。今さっき言ったじゃないですか、何人かでいかくら代表がしないかぎり誰も出さないよっていうのがあったという話を今さっきされたでしょ、総会に行かれたのですか、行っていないのですか。捕獲隊の会に。

佐潟水産林務課長

捕獲隊の総会は、平成31年4月1日の総会には出ております。令和2年度は総会は書面開催ということで開催されておられません。

山田勝委員

どっちにしてもね、あなたが汗を流さな。あなたが腹をくくって戦いをね、自分との戦いです、あんたの戦い。あなたは先ほど、捕獲隊の協力を得て農家は助かっているみたいな話したけれど、事業を行っているのは阿久根市ですよ、全てにおいて阿久根市が責任を持ってやっているんだから。こっちにもあっちにも責任を持った発言と行動をせないかんと思う。あなたが責任者やったっど。あっちにもこっちにもにこにこしとったって始まらん。腹をくくって戦わないと。それがでけんぎ、できる人と代わってもらわないかんでや。そうしていただけますか。

佐潟水産林務課長

山田委員より戦わないとという御意見でしたけれども、当然、戦うという気持ちはございませんで、とにかくこちらの考え、向こうの考えをとことん詰めていきたいとは思っております。

山田勝委員

戦うという言葉が悪ければね、これは悪いでしたよ。でもね、一生懸命努力して、これでもかこれでもかって努力してね、事を成就せな始まらんじゃないですか。成功させないと。いかくらも正常になる。さっき農政課長が言ったでしょ、いかくらが正常になることが一番ですよ。だから、そこはあなたが一生懸命やらんことには始まらないの。そして解体料をゼロというのはできない。ただでは働いてくれんたっで。今までは2万5000円払っとして、何があった、ポツンと切って、どげんすつと。できるはずがないじゃないですか。

園田農政課長

いかくらの運営費、あるいはそういう解体に対する費用。こちらは現在水産林務課で対応しており、今、支払いができない状況ではございますが、先日、視察した武雄市、こちらの中でいろんな意見交換をしまりました。そちらでは、捕獲者がまず捕獲費用を市

また国からの分の支払いを受けて、その中から手数料を支払っていると。1頭当たり4,000円ほど支払いをされているということも教えていただきました。今後、市の支払いの件もまた取扱いは考えていく必要がございますが、いかくらとして今後もし運営される、あるいは新しい施設とかも含めてですが、やはり応分の費用ということで捕獲者から支払う方向もちょっと検討していくべきかなあということも意見の中で考えたところです。参考までに、一応。

山田勝委員

それはね、それでいいと思いますよ。その部分も必要ですよ。でも、今まで2万5000円やったのをブツと切っていないですよって、じゃあどうして運営するんですか。その付近はね、やはりちゃんといかくらと話をして、ならここまではしましよかね、ここまでは見ますよと、そこまではやらないとね、円滑に進まないですよ。今までは出しておって、大変な決断じゃなくて勇気じゃなくて、これは欠落や。2万5000円だったのを騒動になったのでやめた。そんなもんじゃないですよ、やっぱりね、収めないといけませんよ、ちゃんと話し合いをして。そうしてくれないと、一番迷惑を買っているのは農家です。だから、農家に駆除隊が協力するのじゃないですよ、阿久根市の事業に駆除隊が協力するんですよ。やっているのは阿久根市です。それを自分のものにしてちゃんと動かないと。農家が面々駆除隊にお願いしてってなんて思うなよ。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

木下孝行委員

今の話の延長になるのですけれども。今、山田委員のほうから覚悟を持って取り組んでくれというような強い意見がありました。確かに所管課として課長はそういう責任も負うのだらうと思いますけれども、我々議会もこのいかくら問題は当初から関わっておりますので、今後は、課長が同時にいかくらと捕獲隊と協議を進めていく中で、我々も両方の方たちと協議を同時に進めていって、我々もその中に入っていくほうが私はいいと思います。所管課の責任もあれば我々の責任もあると思いますので、そういった形で、今後、委員会を進めてもらって、園田課長含め佐潟課長には、その農林水産省のガイドラインを含めた形での施設、そういうのを最終的にはそうなる可能性もあるわけで、私は本来は今のいかくらが捕獲隊の人たちと融合してうまく、当初みたいな活用をしていくのがベストだと思っています。だから、当然そこは我々も中に入っていくように段取りをつけてやらないかんとという責任はあると思いますので、ただその新しい施設のほうも、もしうまくいかない場合の状況を考えて、今後もそこは調査をしながら行動していただきたいということを、意見として申し上げます。

岩崎健二委員長

今、木下委員から意見がありましたとおり、今日は所管課の皆さんとの意見交換ですので、今後、社団法人いかくら阿久根、あるいは猟友会との意見交換をする必要があると思いますが、それは後ほど、委員会で皆さんに諮って決めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

山田勝委員

私はね、3月議会で猟友会から出た調査資料ですね、ここで調査したじゃないですか。皆さん方が調査した結果、いかくらに不正はないと結論づけたじゃないですか。だから、そのためにはどうしたらいいか、そのときに猟友会の駆除許可を猟友会に任せないであなたたちがちゃんとして、全部あなたたちが管理するんですよと。あなた方が管理する権限を持ってやれば問題ないよと言うのに、それも投げてしまうからあなたたちが。あの決めたとおりすればよかったんですよ。

岩崎健二委員長

駆除隊の許可の許可権限は市だということで、

〔発言する者あり〕

山田勝委員

そういうのをちゃんと議論をして、結論づけたじゃないですかと私は言うんですよ。

岩崎健二委員長

委員会としてはそのように結論して、執行部のほうにも、

〔発言する者あり〕

山田勝委員

結論づけたじゃないですか。だからそのとおりしてくれたら問題ない話ですよ。

佐潟水産林務課長

捕獲の許可については、以前は鹿児島県が持っていましたけれども権限委譲されて、現在阿久根市が許可権限を持っております。ただ、山田委員がおっしゃった内容、それから中面委員からの質問の内容と重複している部分がありますけれども、これは、いかに獲物を持ち込めばそれ相応の対応をするという文書が、去年の12月配られております。捕獲隊には、捕獲隊の規約の第8条に、会員がこの会の名誉を棄損したときには、総会の決議により除名することができますとあります。除名の手続には総会を開催し、名誉を棄損したという事実が必要であります。なお、また第7条には、会員の資格喪失の条文があって、それには、第1項、理由なく捕獲に出動しなかったとき。第2項、この会の申し合わせ事項に違反した者。第3項、この会が解散したときと規定されておまして、申し合わせ事項ということで、捕獲隊としては施設利用を禁止するということなのかなと推察するところではございますけれども、捕獲する許可については市にありますので、捕獲指示については個人ごとに通知しております。捕獲隊に捕獲命令は出してございませんので勘違いがないようによろしくお願いします。

山田勝委員

それなら、いかに持ち込むなということは獵友会のグループで決めたということですか。

佐潟水産林務課長

そういうことだと思います。ただ、申し合わせ事項というときに、それは一方的に役員とか代表者が決めつけて通知するというのはいかがなものかなというふうには思います。あと、除名の手続には総会を開いて名誉を棄損したという事実で除名となりますから、そこら辺の内部の、自分たちで決めている会則ですので、それに沿った手続きが必要じゃないかなと私は思います。

山田勝委員

それは阿久根市が決めた規約ですか、それとも阿久根市は全然関係のない勝手につくられた規約ですか。

佐潟水産林務課長

それは阿久根有害鳥獣捕獲隊の規約、会則です。

山田勝委員

阿久根の捕獲隊の規約を基にですね、今回の事業を阻止できるような、あるいはうまくいかないようにするというところに、そっくりそのままあなたたちもそれを改善もさせない、それをどうかさせもしない、それに乗っていいんですか、事業を執行するほうとして。

岩崎健二委員長

ちょっと待ってくださいね、山田委員。

中面委員の後からの質問と重複しているところがあると思いますので、濱門委員からの質問内容の件を一旦終えて、先に中面委員からの質問を受けたほうがいいのではないかと思います、いかがですかね。

山田勝委員

はい、どうぞ。

岩崎健二委員長

では、中面委員は事前に上げていただいたことについて質問をお願いします。

中面幸人委員

ちょっと読み上げます。

現在、イノシシやシカ等の被害を受けた農業従事者からの依頼を受け、その地域の捕獲隊の会員の方たちが、有害鳥獣の捕獲・駆除に一生懸命に努力されておられる。しかし、捕獲しても自分では解体できずに山中に埋設している状態である。何頭も穴を掘って埋設するのは重労働であり、これでは捕獲に対しての意欲も沸かない。

昨年の11月頃、いかくら阿久根の運営者が脇本捕獲隊からの依頼を受けたのをきっかけに、施設の使用料を払うことや、自分で解体できない人のために施設の方で対応するなどの条件で、いかくら阿久根の解体処理施設を開放する旨の報告を聞いていたが、その後、捕獲隊の会員が、勝手にいかくら阿久根に持ち込めば駆除捕獲の認可を取り消されるとの通知を受けているために、それをおそれて処理施設を利用していないということです。

そこで、先ほどから話が出ておりますけれども、1、駆除捕獲の許可権限者は市長であると思うが、阿久根市の基幹産業である農業を守るための大事な事業であり、行政はその許可権限の行使についてしっかりと正すべきと思うがとありますが、これは先ほど話がありましたように、この駆除指示については捕獲隊から取りまとめをしてもらって、市のほうでそれぞれ申請された個人個人には市長名で出しておりますけれども、捕獲隊としては捕獲隊がそれぞれの会員に渡しているから、捕獲隊の会則の第7条の中に勝手に持って行けば除名できるような文言がうたれておって、駆除の許可の取り消されるという心配をして持って行かないという状況だと思えるんですよ。これを先ほど話をしているように、阿久根市の市長が指示を出しているわけだから、阿久根市と申請した個人個人にしておけば駆除を取り消されるはずもないわけだから、これをこの形にしてみてくださいということなんです。分かりますよね。そうすれば、捕獲隊の規約と関係なしに駆除の許可を取り消されるわけではないわけだから。しっかりと持って行けるわけよな、いかくらに。こういうふうにしてくださいということを行っているわけよ。それを私は今回言いたいわけ。あと2、3とあるけれど、まあ同じようなことですからね。いわば捕獲隊が市長からの指示書を渡しているから、捕獲隊が権限があるように思われているけど、実際は市長が各個人個人に出しているわけやっで、そうすれば許可を取り消される心配をしなくていいわけでしょう。今ほら、いろんなゴタゴタがあって、今は個人対行政がしているわけでしょ、そういう形にしてくださいよと。そうすれば問題は解決するんじゃないですか。そうすれば捕った会員たちはいかくらに持って行けるんじゃないですか。そういうふうにしてくれということなんです。

岩崎健二委員長

中面委員いいですか。捕獲隊の、ここの認識をお伺いしたいのですが、捕獲隊が出した捕獲隊員に行っている通知は、捕獲隊の除名であって許可の取消しではないですよ。

佐潟水産林務課長

そのとおりです。

岩崎健二委員長

だから捕獲隊から除名をするという通知を出してあって、捕獲許可を取り消すということとはできないわけですから、それではないということで。

中面幸人委員

確かに今、委員長が言われるように、阿久根市長が出しているんだから許可を取り消されることはない、ただ捕獲隊を除名されるかもしれないけれど。この辺の兼ね合いですよ。

その捕獲隊に入っていないと駆除ができないのですか。

岩崎健二委員長

捕獲の許可は市が出します。それが捕獲隊という団体を組んでいます。その人たちがいかくりに持ち込んだら捕獲隊から除名しますというような通知が出ているが、除名されても捕獲の活動はできるのかできないのか。

佐潟水産林務課長

具体的に言いますとそれは可能だと思います。

中面幸人委員

でしょ。だからそこを言うんですよ。会員の方がいかくりに持って行って解体してほしいのに、捕獲隊から除名されるから、捕獲隊を除名されれば駆除もできないと、そういうふうに思っているわけ。だから別だと。別に捕獲隊を除名されても駆除の許可が駄目になることはないんですよということを会員が分かれば持って行くはずや。今は勘違いしている。捕獲隊を除名されれば駆除もできないと思っているわけや、そいで持って行かんわけ。捕獲隊の規約と市の駆除の指示とは関係なかもんな。関係ないでしょ。ただほら、取りまとめをしてもらっているからこげん言われるわけだから。これを各会員個人個人と役所という形にしておけばいっちゃん問題ないじゃないですか。

仮屋園一徳委員

関連で。否定はしないんですけど、ちょっと分かりやすく言いますとですね、今、阿久根と脇本に猟友会、捕獲隊があるんですけど、阿久根のほうについては会長さんが捕獲隊と猟友会長さんと別々な人がなっています。分かりやすく言えば、猟友会は期間中に狩猟をできると、捕獲隊というのは捕獲してもらうために阿久根にも脇本にも捕獲隊というのをつくって、市からとしてはその捕獲隊に依頼をするというような形ですので、それが隊に入っていないと駄目よということは絶対はないかもしれないけれど、課長が言われるようにそれはちょっと無理ですと言われるのは、阿久根の猟友会の人は大體阿久根地区で捕ってくれと、脇本の人には脇本地区で捕ってくれと。全くそれが駄目ということはないのだけれども、ただ捕獲隊の許可証があって、あなたはわなを幾つ持っていますか、3つ持っていれば3つのレットルが来るんですよ、一人一人。それに名前を書いて必ずわなのところに付けておかなければならないと。そういう一つのルールがあるものですから、やっぱり捕獲隊の中で活動しないと、なかなか単独では難しいということですよ。

それと、先ほど私は一番最初に聞こうかなと思ったのは、いかくらを再開するにはどういう方法がありますかということで質問したかったら、もう向こうから答えみたいなのが出ましたので、何かというと、会員の方が総会でも開いてその中で再開できるような話になっていけば再開のめどがありますよという説明だったんですけども、ただそこがですね、裁判をしているグループと、いかくらをどうにか再開させてほしいというグループと2つぐらいに分かれているもんですから、それが裁判のほうについては、結局、今は市としては意見を述べられないということでその辺が進まないよ。じゃあいかくらの前の理事長と市とどういいう話をしているのかな、どの辺まで進んでいるのかなということも思っていたんですけども、それについても山田委員の質問で、全然接触していないということですので、結局その辺は前に進んでいないということなんですよ。それを総合すると、市のほうには補助金を出してもらわないといかくらは再開できない。捕獲隊のほうは捕獲をする免許は持っていても許可申請をしないと捕獲隊にはなれないものですから、それでそういうグループとあって、なかなかどっちも説得をしないと前に進んで行かないのかなと思っていますので、その辺の中身をちょっと理解してからということで終わります。

中面幸人委員

それでですね、いかくりに持って行くなど、係争している人たちが言うわけや。でも捕獲隊の会員の中にはいかくりに持って行って解体したい人がいるわけや。だから持って行

きたくない人は持って行かんでいいし、農家のためにいっぱい捕獲して持って行きたい人は持って行けるようにしてやらないかんせん。だから、いかくらのほうも去年の11月には開放できるというような状況じゃったわけやっで。ほいで持って行きたくない人は持って行かんでいいし、持って行きたい人は持って行けるような取組をせないかんと思うわけ。

〔発言する者あり〕

岩崎健二委員長

社団法人いかくら阿久根が、いわゆるいかくらの運営母体。社団法人いかくら阿久根の構成員というのは猟友会の人たちが構成員になっているということで間違いはないですかね。

佐潟水産林務課長

猟友会員が阿久根・脇本含めると約60名ぐらいになります。うち、阿久根と脇本の捕獲隊員になってらっしゃる方が2つ合わせて50名程度です。一般社団法人いかくら阿久根の会員、こちらについてはまたその中から出て、今現在登録されていらっしゃる方は43名です。総会が開かれていない関係で、1名の方は亡くなっていらっしゃるんですけども、実際は42名かなというふうに思っております。

岩崎健二委員長

ということは、一般社団法人いかくら阿久根の構成員である42名は、阿久根市猟友会もしくは捕獲隊のメンバーのうちの42名ということですよ。そうなりますと、社団法人いかくら阿久根が総会もできない中、運営するためにいかくら阿久根の少数の人たちで動かすというのは、またいかがなものかなというふうになるのですかね。

仮屋園一徳委員

今の42名の中に私も入っているのですが、ただ、いかくら阿久根については最終的に42名ということで会はしたのですけれど、ほかの全体の人はいかくら阿久根の会員であるんだよということで認めていないわけですよ。その辺がちょっと。

〔「どういうこと」と呼ぶ者あり〕

42名は、最終的な会をしたときに42名だったんです。ただそこで理事を何人か選出しないといけないのだけど理事になる人がいなくて成立はしていないと。いかくら阿久根の社団法人としての手続上。ただ全体の60何名か、阿久根と脇本の猟友会、捕獲隊の人は、自分たちも会員なんだよと言っているから、今そこが係争中で、認めていないわけですよ。

岩崎健二委員長

ということは、今、いかくら阿久根を持ち込めば動かせるとか動かせないとか、いかくら阿久根を再開するためには、一般社団法人いかくら阿久根の総会等を開かないと、現状のままでは再開できないということになるんですか。

仮屋園一徳委員

開かないといけないんだけど、

〔発言する者あり〕

中面幸人委員

いやいや、去年の11月にはですね、あそこの施設はすぐにでも開放できるような状況で維持管理はされておって、去年の11月に脇本の捕獲隊のほうから、せっかくなのがあるのだから使わしてくれんかということで、それで3,000円の使用料を払って自分で解体できる人は自分で解体し、解体できない人はいかくら阿久根の解体の指導を受けた人たちが解体してあげると、それはまたお金がかかるかもしれんけど、そういう状況で11月には施設も利用できますよということがあったんですよ。だから、持って行きたい人は、本当は持って行けば解体できるわけよ。

岩崎健二委員長

物理的には、今も施設の管理されているしできると思うのですが、一般社団法人いかくら阿久根の運営として総会がされていない、いろんな係争がある中でいかくら阿久根を動

かせるのかということなのですが、各課長の見解はどうですかね。

佐潟水産林務課長

一応、一通り中面委員からの御質問について回答いたしたいと思います。

一般社団法人いから阿久根から、班長4名の方々に令和元年12月5日付で、いから阿久根施設の一部使用についてという標題で、いから阿久根で有料で解体できますよという内容を、いから阿久根の会員に4名の班長を通じて周知してくださいという文書が出ています。また、これを受けて阿久根有害鳥獣捕獲隊からは、12月20日付で、捕獲隊としては施設利用を禁止する。これに反した隊員については捕獲隊規約に基づき、それ相応の対処をする、という文書を捕獲隊隊員に通知されています。

駆除捕獲の認可を取り消されると中面委員の質問にあります。これは、捕獲隊規約に基づきそれ相応の対処をすると文書には記載されております。駆除捕獲の認可を捕獲隊が持っており、施設利用をしたら認可を取り消す権限はないところでございます。

文書に記載のある、それ相応の対処をするというのは、先ほど言いましたように、阿久根有害鳥獣捕獲隊の規約中第8条に「この会の名誉を棄損したときは、総会の決議により除名することができる」とあり、除名の手続には、総会を開催し、名誉を棄損したという事実が必要であります。なお、第7条に会員の資格喪失の条文があり、それには、第1項「理由なく捕獲に出動しなかったとき」第2項「この会の申し合わせ事項に違反した者」第3項「この会が解散したとき」と規定されているようであります。この申し合わせ事項というのが、捕獲隊としては施設利用を禁止することなのかと推測するところでございます。

あと、狩猟に関する期間として、一般的なイノシシ・シカの猟期は11月1日から3月15日まで、その他のアナグマやカラスは11月15日から2月15日まででございます。狩猟の期間は、捕獲指示書を出さずとも、猟師は自由に阿久根市内に限らず市外でも猟が出来るものであります。

捕獲隊とは、阿久根市が農作物の被害を防止するために、猟期外、いわゆる禁猟時期に捕獲指示書を出して有害鳥獣を捕獲する捕獲従事者の団体でございます。ということは、捕獲指示書を出さなければ、猟期中は捕獲隊としての活動は出来ないということになります。しかしながら、現状は、国の上乗せ補助金の支払い対象となるために、捕獲指示書を交付し捕獲してもらっているところでございます。

1 問目の許可権限の行使についてしっかりと正すべきとのことに関しては、有害鳥獣の捕獲に関しては、年度末に猟友会から次年度に許可捕獲を行う方を推薦してもらい、獣種ごとに本人の氏名・住所・狩猟免許等を付し印鑑を押印した書類を阿久根市有害鳥獣捕獲対策協議会で審議し、異論がなければ阿久根市長が許可するものであります。その後、許可された方々について猟友会と個人に通知し、許可を受けた方々で捕獲隊を編成し捕獲活動に従事してもらっているところでございます。

鹿児島県から示された被害防止の目的での捕獲許可事務取扱要領の中では、共同捕獲が適当と認められる鳥獣及び地域については、捕獲隊を編成するものとする。とあり、捕獲隊を編成している現状であります。そこで、厳密に言いますと、共同捕獲しない捕獲というのは、個人で行う狩猟、猟期中の登録狩猟と同じであり、農作物の被害を効果的に行えなくなるおそれが危惧されると思っております。

有害鳥獣捕獲に関する許可は、市内の有害鳥獣を減らしていくということであり、捕獲に関する許可を行うことで、許可を受けた有害鳥獣捕獲従事者の属する団体の運営・管理まで責任を負うということではありません。有害鳥獣の捕獲に関しては、許可権者阿久根市長としては、九州電力の関係機関が、送電線等にハシブトガラスなどが巣を作ってしまうのでそれらの巣の撤去や卵の採取の申請があり、許可を出しているところでもあります。言うまでもなく、許可を出したということで、これらの民間の会社の運営・管理に意見や指導が行えるというものではありませんので、これと同様に、阿久根有害鳥獣捕獲隊に関する内部の問題については、口は挟めない立場にあります。

有害鳥獣の許可事務に関する権限については、鹿児島県から権限委譲されてきていますが、許可内容に違反したとして「罰則を科す権限」とか「行政指導」とかまでの権限は委譲されておらず、鳥獣法や銃刀法及び火薬取締法に罰則規定が設けられているところがございます。

あと、2問目の有害鳥獣問題の解決が長引いている原因の一つにどう考えるかということでございますが、当然、捕獲した有害鳥獣を解体処理施設に持ち込めないのは苦勞されていると思いますが、いかく阿久根のように解体処理施設がある市町村は少なく、ほとんどの市町村の有害鳥獣対策で捕獲された鳥獣は、埋設処理されるか自家用での食用とされているところがございます。一番の原因は係争中の捕獲謝金の件であり、この件について意見や考えを言える立場にはないところでございます。

あと、3問目の、もし原因がそこにあるとしたら、駆除許可申請等の取りまとめを組織に依存するのではなく、個人対行政に条例・要綱等を変えるべきではないかということですが、これについては、猟友会には捕獲従事者を推薦していただき、申請書類は市役所が作成し個々で申請書類に押印に来てもらっているもので、全て依存している訳ではありません。捕獲隊が作成している書類はハンター保険の補助金申請書類だけでありまして、捕獲指示書も個人に通知し、個人が捕獲実績を毎月提出していただいている状況です。

また、有害鳥獣捕獲関係で制定されているものは、捕獲対策協議会設置要領と有害鳥獣捕獲補助金交付要綱及び捕獲許可事務取扱要領であり、この要領は鹿児島県から許可権限を権限委譲されましたが、これは、県の条例・規則に基づいて全市町村が同じものを定めていますので、市町村独自で変えられないものであるということで、一通りの回答をいたしましたところ。以上です。

中面幸人委員

今の課長の説明の中で、捕獲隊が推薦した、推薦してもらった会員について市が許可をやっていると。ということは、捕獲隊が推薦しなければ駆除できないということですか。

佐潟水産林務課長

猟友会があつて、猟友会が次の年捕獲活動をする方を推薦していただきます。その推薦していただいた方々について捕獲対策協議会で審議して、いいですよとなった方についてのみ、猟友会と個人に通知します。その後、通知された1年間の従事者証と4月分の指示書をいただいた方について、団体として捕獲隊を編成するということになります。

中面幸人委員

そうすれば、あくまでも捕獲隊の会員でないとできないということじゃないですか。許可は個人個人に出しているけど、捕獲隊に所属していないと、こういうふうに行ったら除名すつどと言われれば、もう持って行けないということやな。

佐潟水産林務課長

あくまでも捕獲隊というのは従事者証と指示書をいただいた方々の集まりです。その捕

獲隊というのは昭和の頃からずっと続いてきていますけれども、厳密に言うと1年単位で終わっているものがございます。ですので、さらに厳密に言うと、共同捕獲する場合について捕獲隊を編成しろ、というのが県の権限委譲されてきた事務取扱要領の中にありますので、昔は銃を使った捕獲が主立っていたわけで、それになると複数人で、グループで捕獲をしたほうが効率的だった部分もありますけれども、今現在、わなの方々が3分の2近くになって、わなの場合、ここ2、3年散々議論されてきたと思いますけれども、1日複数回見回りに行って、入っていればそれを止め刺しして処分しているということですので、決して2、3人で捕獲しているということではございません。そういうことからいくと、厳密に言うと、わなの方は個人でも対応はできるのかなというふうには思っております。

岩崎健二委員長

ということは、捕獲許可を交付してもらおう申請を、個人が協議会を抜きにして直接請求することもできるのですか。

佐潟水産林務課長

いえ。あくまでも猟友会の推薦、言えば狩猟免許を持った方々ですね、個人では、
〔発言する者あり〕

岩崎健二委員長

もちろんそれは。だから、狩猟免許は持って銃であれ何であれ捕獲できる許可を持った人が、個人で捕獲許可を取りたいというときに、捕獲許可の申請を、今は猟友会がまとめて推薦し、その推薦した人を協議会にかけて適否か判断して適だという人について許可証を発行しているということですね。

〔佐潟水産林務課長「はい、そうです」と呼ぶ〕

だから、それではなくて、わなの許可を持っているから許可を取りたいというときに、その猟友会とか協議会を抜きにして、直接請求することはできるのですか。

佐潟水産林務課長

捕獲については一般捕獲と法人捕獲と2種類に分かれておりまして、阿久根市が責任者となって捕獲活動をするのが法人捕獲です。一般捕獲というのは、被害があった農業していらっしゃる方とか、そういう方々が自分でわなの免許を取って自分でわなを仕掛けられるというのがあります。そこは、捕獲対策協議会での指示ということにはならない。市側が調査をして個人宛てに指示書を、許可を出すということになります。

〔発言する者あり〕

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 14:10~14:20)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

委員会としての統一した意見を出したいと思います。今までたくさんの要望・意見等がありました。目的は農作物の鳥獣被害をいかにして止めるかという一点に尽きると思います。そこで、いかに阿久根、あるいは捕獲隊の人たちも来ていただいて、委員会としてもお願いする、あるいは意見を述べていく必要があると思いますが、それに向けてどのようなお願いをすればいいのかなどということについて、皆さんの意見を伺いたいと思いますがいかがですか。

木下孝行委員

今委員長からもありましたように、この問題は執行部に一任して簡単に済む問題ではないと思います。我々も直接中に入って、執行部と調整をしながら当事者と我々も一緒に協

議をしていかなければいけないと考えております。そういう中では施設の問題であり、また捕獲隊が規約の中で反する者は除名すると、その反するものの中に持ち込んだら除名するという、こういう内容は道義的に絶対あってはならないものだと思っております。このことも含め、ほかの問題も含めてしっかりと委員会として一つの意見をつくってですね、委員会としての意見をつくって当事者の団体と話を、私はするべきだと思います。

中面幸人委員

私も賛成です。私も、そのいろいろ係争している人たちと話をしたい。段取りを取ってください。

岩崎健二委員長

係争中の内容、係争中の中身については、委員会としては介入できませんので、それは別枠で考えていただくということで、いかにして現在あるいかくら阿久根の施設を動かすのか、あるいはイノシシ・シカを駆除するのか、その一点に尽きると思っておりますので、それに向けてどのような話し合いができるのかを委員会としてまとめたいと思っております。

本日の委員会ではいかくら阿久根の再開する手段、どのようにしていかくら阿久根を再開するのか、また、捕獲隊・猟友会の皆さんにはいかに捕っていただくのかということをもとめていけたらと思っておりますが、いかがですかね。

山田勝委員

それはそれでいいです。

ただ、水産林務課長にお願いしたいのはね、今まで2万5000円あった補助金、それをね全部なくすというのはもうできないよっていうこと。せめて1万円でも1万5000円でもちゃんと予算をつくって、持って来る人にはやりますよっていう予算措置は大事ですよ。これをしない限り一步も進まないですよ。

濱門明典副委員長

先ほどですよ、武雄に視察に行かれたんでしょ、佐賀県の。そのときに、国から7,000円からあって武雄市が幾らか補助しているわけですよ。その中から捕って来られて持ち込んだ人たちに4,000円ずつくれるという、今、1万3000円ありますよね、1万3000円の中から使用料なり何なり払って、別に1万5000円も市が補助する必要はないと思っておりますよ。

〔発言する者あり〕

そういう方向で物事を進めていかなければお金がどしてん絡んでくれば、こういうふうになってきますので。

岩崎健二委員長

いかくら阿久根を運営するに当たって、今、山田委員がおっしゃるように解体費用としての補助金がなければ運営はできないのか、あるいは今、濱門委員が言われた個人が捕獲したことによっていかくら阿久根にジビエ処理するために持ち込むとプラス2,000円だったかな、1頭当たり捕獲者に謝金なりが出ると。その中から解体費用で出して運営ができるのかということ、当事者であるいかくら阿久根の運営者に聞くとかする必要はあると思いますかね。そこで、山田委員がおっしゃるように、例えば4,000円という話ができましたけれども、4,000円じゃ無理なんだと、あと1万円欲しいんだという話がもしあれば、そこでそれに対して委員会として執行部に対して予算措置の要求をするというふうにするべきかなと思っておりますが、いかがですかね。

山田勝委員

一番の話はですよ、当時は2万5000円ずっとされとってですよ、騒動があったがポトンと切って運営せえって言ったって、できる話じゃないじゃないですかと。運営するために、その補助金は少なくしてでもですね、ちゃんと運営できるようにしてやらないかなよっていう話ですよ。

岩崎健二委員長

だから、運営主体に対してそこらの費用について実際にどうなのかを聞いた上でですね、必要であれば当然、補助金要求もやっていく必要があるかと思いますが、今日の委員会として、次回いかく阿久根の関係者、それから捕獲隊の関係者を参考人として来ていただいてやるということによろしいですかね。

木下孝行委員

補助金の話はまた今から議論していいと思いますけど、施設をどうしていくのかというのは一つの考えにまとめて話をせんと、みんな意見がバラバラ出るようじゃいかんから、委員会はこう考えていますということは強く言うぐらいじゃないと思いますし、さっきの規約の問題も、捕獲隊に対してこういうのはしないでくれということまで私たちは言わざるを得ないのではないかと思いますよ。

〔発言する者あり〕

岩崎健二委員長

水産林務課、農政課の皆さんに、ほかに聞きたいことはありますか。

中面幸人委員

また読み上げます。

鳥獣被害を防ぐ手段として、まず1寄せつけない、2侵入させない、3数を減らす、というこの3項目が基本と言われてはいますが、捕獲・駆除を努力してもなかなか個体数をゼロにすることは難しい。農作物を鳥獣被害から守るには耕作地に侵入させないことが一番効果があると体験から考える。そこで、国が補助する侵入防止柵のワイヤーメッシュについて、阿久根市は平成26年から侵入防止柵のこの事業に取り組んでおりますけれども、なかなか進捗が進んでいないという状況の中、その原因としては高齢化が進む中、侵入防止柵の品物は国が補助をするけど設置は自分たちで、地域でやりなさいということになっているので、そこに高齢化が進んだりして労働負担の重さがあると思っておりますので、この解決策として何らかの施策は考えられないのかということを確認したいと思っております。

園田農政課長

今の侵入防止柵の件につきましては、国の補助により資材費が100%ということで、本市におきましては平成24年度の田代地区から実施しております。現在、令和元年までの実績としまして8地区にこれを導入したところであります。資材費は100%国の補助ですが、設置費についてはそれぞれの地区民、あるいは耕作者で設置を行うというところで、この事業の実施要項にございます。

ただし、中山間地域山間部の耕作条件の悪い地域、こちらにはこの事業とは別途に中山間地域直接支払制度という事業がございまして、それぞれの要件に応じて交付金を交付しております。こちらは、今申しました耕作条件が悪いということで、その交付金が交付されますが、この交付金は使い道が意外と自由でありまして、いろんなそれぞれの耕作条件を改善するために活用されております。

よく引き合いに出されるさつま町等々はですね、やはりもう全てが中山間地域ということで、この事業を活用されております。設置費用についてもそこから賄ったりということもございまして、そのほか、この事業がないところはやはり自己施工ということではしゃるようです。また、お隣の出水市におきましても中山間地域もございまして、平野の部分、中山間地域直接支払制度の事業が活用されない地域、こちらについてはそれぞれ地域民が5,000円ぐらいずつ出し合って、その施工業者をお願いするといったようなこともあったと聞き受けております。

また、国の農政局に確認いたしましたので、この設置に関する費用はないかということで質問いたしました。設置までであると全ての事業を業者に委託ということで、全体の費用の2分の1の補助率ということになります。いろんな事業がございまして、2分の1、

50%というのは各種事業の中でも率が高いほうでございまして、それを御理解いただいて活用するのであれば、そういう方向も御検討くださいということでした。

また最近、中山間管理事業というので農地の貸し借りをを行う事業がございまして、こちらは各地域ですね、農地の団地がございまして、その50%を超すと1反当たり2万ぐらいの補助がございまして、それを大体各地域、今市内でも15地域ほど推進しておりますけれども、100万前後の交付金を協力金としてお支払いしております。こちら協力金ということでございまして使い道が自由ということがございまして、地域の農業振興に充ててくれということでございまして、農政局のほうでもそういう活用も全国では見られるという話です。そういうことで、それぞれその設置には御苦労もあるかと思いますが、山間部はどうしても耕作条件が悪い、また勾配の大分ある耕作条件が大変だ、あるいは設置も労力がすごいということで、業者を頼んでその中山間の事業費の活用をされますが、平野部分はずね、基本的には自己施工、ただしどうしても、高齢化も含めてということであれば、それぞれの地域民が費用を出し合うというようなことで取扱いをされているようです。

本市について、周辺自治体あるいは全国の例も見ながら今後は検討していきたいとは考えますが、現在のところ、そういう全国の取扱いに倣ってですね、御理解いただければと考えているところです。以上です。

中面幸人委員

今、課長の説明がありましたけれども、実情を言います。自分たちの地区ですが、14町の田畑を基盤整備をしました。しかし実際ですね、もう高齢化で後継ぎがいなくて、ほぼ認定農業者とか農業法人の方がよそから来て作っていらっしゃいます。そのためにですね、先ほど例えば地域で5,000円出し合ってとかありますけれども、地主さんはもう自分を作らないので出しません。分かりますね、実情、現状を言いますよ。自分が作るなら出すかも分らんけれども、人が作るのに出しません。でも地域は耕作放棄地を出さないために一生懸命努力しようとしております。そのために、例えば国からの2分の1の補助が出れば、その残りの半分をどうにか市で補助できるように取組をしないと、本当に高齢化が進む中、もう農業はやっていけないですよ。せっかく基盤整備をしたところが何年後かには耕作放棄地になってしまう。基盤整備をする必要はないじゃないですか、それじゃあ。ここまでしっかりと将来の方向性を見据えた上で事業は進めていかないとどうなりますか。現状がこうなんですから考えてみてください、今ここで結論は出せないと思いますから。

園田農政課長

今、御意見がありました部分も承知はしているところです。ただし、その耕作をされない地権者でなく、認定農家あるいは入り作の担い手農家さん、そちらにも十分説明し協力を求める必要があると考えます。私、先ほども申しました耕作者あるいは地域民の力による自己施工という話をしました。他の自治体でもそういう自らが耕作するところ、賃借料を支払って耕作をされていて自分が一生懸命作られますので、それは、やはりそれを一緒に汗を流して施工するというのを説明もし、地域の一体となった取組が必要かと考えるところです。高齢化というのは何につけ課題ではございますが、その辺を他の地域からいらっしゃる耕作者にも十分御説明いただいて御理解の上対応していただければ、私どものちよっようお願いも含めてそういうことでございまして。

中面幸人委員

もう一つだけ。これも実情を言います、せっかくですから。

例えばですね、私たちのところは14町を平成19年度に田畑の基盤整備をしました。今、実際地主さんが耕作されている方は5人です。それ以外は認定農業者であったり法人が来て耕作をしてくれてるから耕作放棄地がないと言っていいぐらいです。そのためにですね、4,800メートルの侵入防止策を申請しておりますが、去年、試験的に500メートルしてみました。今、課長が言われるように、実際作っている認定農業者に応援をもらいながら3、

4人ぐらいですね、500メートルを18人でかかりました。もちろん、本来の地主さんは自分が作らんものに加勢はしません。そしてまた認定農業者も将来自分のものじゃないのに、そりゃしませんよ、実情は。だからこの辺を考えてくださいということです。お願いします。

岩崎健二委員長

ほかに農政課・水産林務課にお聞きしたいことはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、退席してもらって結構です。御苦労様でした。

(農政課・水産林務課 退室)

岩崎健二委員長

それでは、委員会としてある程度のまとめをしたいと思います。

まず、いかくら阿久根の再稼働について、皆さんの御意見を伺います。

木下孝行委員

私がかねがね、この問題が起きたときから両者がうまく話し合いをして一つにまた戻ってもらいたいという思いもあり、せっかく造った施設が活用されるのが一番だと思っておりますので、係争中の部分もありますけれども、両者に我々も説得するような話をして、何とかうまく話をしてもらって今のいかくら阿久根を利用していくという方向で話を進めていった方がいいと思っております。そして、先ほども意見として言いましたけれども、規約の中に反すれば除名するという、いかくら阿久根に持ち込めば除名するという、こういうようなもし内容であれば、こういうのは私は道義的に反すると。罰則をつくるのは当然あっていいと思いますが、いかくら阿久根を指定して持ち込めば除名するというような、そういった内容はぜひ削除していただき、健全な会則にしていっていただきたいということも我々はお願ひするべきだろうと思ひます。以上です。

中面幸人委員

木下委員が言われるとおり、やはり一方ばかりではなくて、今、行政の人たちと話をしましたけれども、捕獲隊そしてまたいかくらとですね、両者の話を聞いた上で仲持ちしてやらないとなかなかうまくいかないなあと。今ある施設を使える方向にですね、本当に両者の気持ちを聞いてみたいということで、ぜひ今後、いかくらと捕獲隊を招致してもらって、話し合いを設けたらどうかと思ひます。

木下孝行委員

もう一ついいですか。

施設のこと、それから規則の部分で私は意見を言いましたけれども、もしこれが委員会として決まったのであれば、意見交換するときには反するようなことを絶対言わないように、委員の皆さんには分かってもらいたいと思ひます。委員会で決まったということで、それに関するような委員長の補足はしていいと思ひますけれど、反するようなことはしないようにしていただきたいなと思ひます。

濱門明典副委員長

この原因というのがですよ、うまくいっていただけですよ。それで会員の人たちがそういう補助金が出ているということが知らされていなかったということが原因で、こういうことが始まっているわけです。それは、いかくらの会長さん、理事の何人かだけで、こう、やってきている。会員の人たちは知らなかったということだから、そのところは、やっぱり会長がピシッとした形で謝罪し、もう一回いかくらという現在ある施設を使ってほしいと、私もそういうふうと思ひます。

岩崎健二委員長

今係争中ですので、どちらかが謝罪するとか、どちらかが歩み寄るとかという話はですね、今の時点で委員会としてはなかなか難しいと思います。それで、今は農作物の被害を至急防止しなければいけないということで、そっちの係争の部分については置いといて、委員会としての介入も難しいですので置いといて、今、木下委員が言われたように、いかく阿久根については再開をしてほしいと。それから、駆除隊については一方的に除名するというのはちょっとおかしいのではないかと、捕獲していかく阿久根に持ち込める状況にしてくれというのが一番いいのではないかと、そういう話をしたらどうかと私は思うのですが、いかがですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山田勝委員

木下委員、中面委員が言われたのには賛成です、いいと思います。ただ、私が先ほどから言っている補助金についてはなるべく早く対応しないと、持って来た人に負担せえって言ったってしないから、だからそれはね、やはり早急に、それはそれとして並行して、ちゃんと補助金ができるような予算化をしてほしいなというふうに思います。

岩崎健二委員長

執行部に対しては、今、山田委員が言われているように、解体費用あるいは捕獲費用など、必要な経費についてはちゃんと予算措置をしていただくよう、委員会として求めると。だから、執行部に求めるもの、いかく阿久根に求めるもの、捕獲隊・猟友会に求めるもの、この3つがあると思いますので、執行部には、今、山田委員から言われたように、必要な経費についてはちゃんと計上してやってくれというような申入れを委員会としてやる。それから、捕獲隊については、今、木下委員からも話があったとおり、除名するなんてことをやめてちゃんと捕獲してくれと。そして捕獲していかくらに持ち込んでくれというのを要求すると。それから、いかく阿久根については、持ち込まれたものについてはちゃんと処理してやってくれというような申入れをしたいと思いますが、委員会として、皆さんの統一した意見として、そのような内容でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、参考人招致については先方等の都合もありますので、日程を調整したいと思いますので委員長に一任願いたいと思いますがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、次回の委員会の開催あるいは参考人の招致については委員長に一任されました。

そのほか、委員の皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 14時46分)

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二